

環境厚生常任委員長報告

(H 2 8 . 6 . 2 3)

環境厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、報告第1号の平成27年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)については、想定を上回る急激な医療費の増加に対応するため、所要の経費をやむを得ず専決処分したものであり、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

なお、今後、医療の高度化による高額医療費の支出を適切に見込まれるよう指摘要望するものです。

次に、第1号議案、平成28年度亀岡市一般会計補正予算の本委員会所管分ではありますが、その内容は、衛生費において、妊娠期から子

育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点としての子育て世代包括支援センターを開設する経費を増額補正するものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、可決にあたり、事業の実施にあたっては、先行自治体の事例をよく研究するとともに、既存事業との連携を図られることを指摘要望するものです。

次に、第5号議案、亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、家庭的保育事業等における保育士の確保が困難な状況を踏まえ、当分の間、保育士の数の算定について、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭等に

についても、保育士とみなすことができることとされたこと等に伴い改正するものであります。

採決に先立ち、国の言う通りに改正するのではなく、必要になってから、亀岡市の状況を見ながら判断していくべきものであるとの反対討論が、また賛成討論として、本市において今後、保育士不足が解消できなくなった際に慌てて条例を改正するよりも、現段階で法整備をしておくことは、子育て・教育で憧れのまちを標榜する本市にとって不利益になるものではないとの意見がありました。

採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第6号議案、亀岡市立病院経営審議会条例の制定については、市立病院の経営に関する重要事項等について審議するため、病院事業管理者の附属機関として審議会を設置し、必要な事項を定めるものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告とします。

